

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本巢市は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

本巢市長

公表日

令和7年10月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、住民の生活を支える様々な施策の財源とするため、地方税を賦課徴収、課税に必要な調査、課税総額と明細の確定を行っている。また、事務に関する証明書の発行、他の行政機関からの照会に対する回答、課税資料の閲覧に応じている。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①課税・非課税の住民に関する情報管理 ②課税根拠資料に係る個人特定及び管理 ③所得及び控除の管理 ④課税標準額及び税額の算出 ⑤各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理 ⑥扶養関係情報の管理 ⑦各種税目の徴収に係る納税通知書、納付書（納入書）及び課税明細書等の通知書の発行 ⑧各税目の証明書等の証明書の発行 ⑨税目ごとの口座登録 ⑩滞納整理に係る個人の特定及び管理 ⑪督促状の発送 ⑫地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑬地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	総合行政情報システム、申告支援システム、国税連携システム、エルタックスシステム、統合宛名システム、中間サーバー、コンビニ交付システム、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税ファイル、固定資産税ファイル、軽自動車税ファイル、国民健康保険税ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報保護の提供に関する命令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部税務課、市民部市民課
②所属長の役職名	市民部税務課長、市民部市民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	本巣市 市民部 税務課 〒501-0491 岐阜県本巣市早野255番地 058-323-8133
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	本巣市市民部税務課 岐阜県本巣市早野255番地 058-323-8133
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに従事する職員に対して、研修計画に基づき、特定個人情報の取扱い等に関する必要な研修を実施している。特定個人情報を入手し保管から廃棄までの過程で、人手が介在することで起こりうる人為的ミスの発生リスクについて対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 [] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに従事する職員に対して、研修計画に基づき、特定個人情報の取扱い等に関する必要な研修を実施している。特定個人情報を入手し保管から廃棄までの過程で、人手が介在することで起こりうる人為的ミスの発生リスクについて対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項第27、28	番号法第19条第7号、別表第二〔情報開示〕項第27〔情報提供〕項第1～4、8、9、11、16、18、23、26～29、31、34、35、37～40、42、48、54、57～59、61～67、70、71、74、80、84、85～2、87、91、92、94、97、101～103、108～109、113～117、120	事前	
平成28年4月1日	Ⅰ-5-①部署	総務部税務課、市民環境部市民課	総務部税務課、市民環境部市民課、企画部企画財政課	事後	
平成28年4月1日	Ⅰ-5-②所属長	総務部税務課長 森 寛、市民環境部市民課長 坪内 直正	総務部税務課長 高橋 誠、市民環境部市民課長 林 英好、企画部企画財政課長 久富 拓希	事後	
平成28年9月1日	Ⅱ-1-1いつ時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月1日	Ⅱ-2-1いつ時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年4月1日	Ⅰ-5-②所属長	総務部税務課長 高橋 誠、市民環境部市民課長 林 英好、企画部企画財政課長 久富 拓希	総務部税務課長 小松 真二、市民環境部市民課長 加藤 健二、企画部企画財政課長 高橋 誠	事後	
平成28年9月1日	Ⅱ-1-1いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成28年9月31日 時点	事後	
平成28年9月1日	Ⅱ-2-1いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成28年9月31日 時点	事後	
平成28年9月1日	Ⅱ-1-1いつ時点の計数か	平成28年9月31日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月1日	Ⅱ-2-1いつ時点の計数か	平成28年9月31日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二〔情報開示〕項第27〔情報提供〕項第1～4、8、9、11、16、18、23、26～29、31、34、35、37～40、42、48、54、57～59、61～67、70、71、74、80、84、85～2、87、91、92、94、97、101～103、108～109、113～117、120	番号法第19条第7号、別表第二〔情報開示〕項第27〔情報提供〕項第1～4、8、9、11、16、18、20、23、26～29、31、34、35、37～40、42、48、53、54、57～59、61～67、70、71、74、80、84、85～2、87、91、92、94、97、101～103、108～109、113～116、119	事後	
令和1年6月1日	Ⅰ-5-②所属長	総務部税務課長 小松 真二、市民環境部市民課長 加藤 健二、企画部企画財政課長 高橋 誠	総務部税務課長、市民環境部市民課長、企画部企画財政課長	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ-1-1いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ-2-1いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月1日	Ⅰ-5-①部署	総務部税務課、市民環境部市民課、企画部企画財政課	総務部税務課、市民環境部市民課	事後	
令和2年9月1日	Ⅰ-5-②所属長の役職名	総務部税務課長、市民環境部市民課長、企画部企画財政課長	総務部税務課長、市民環境部市民課長	事後	
令和2年9月1日	Ⅰ-7 特定個人情報の開示・訂正・利用訂正請求	本県市総務部税務課 岐阜県本県市文殊324番地 0581-34-2511	本県市 総務部 税務課 〒501-1292 岐阜県本県市文殊324番地 0581-34-2511	事後	
令和2年9月1日	Ⅰ-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	本県市総務部税務課 岐阜県本県市文殊324番地 0581-34-2511	本県市 総務部 税務課 〒501-1292 岐阜県本県市文殊324番地 0581-34-2511	事後	
令和2年9月1日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年5月20日時点	事後	
令和2年9月1日	Ⅱ-2 1いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年5月20日時点	事後	
令和2年9月1日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二〔情報開示〕項第27〔情報提供〕項第1～4、8、9、11、16、18、20、23、26～29、31、34、35、37～40、42、48、53、54、57～59、61～67、70、71、74、80、84、85～2、87、91、92、94、97、101～103、108～109、113～116、119	番号法第19条第6号、別表第二〔情報開示〕項第27〔情報提供〕項第1～4、8、9、11、16、18、20、23、26～29、31、34、35、37～40、42、48、53、54、57～59、61～67、70、71、74、80、84、85～2、87、91、92、94、97、101～103、106～108、113～117、120、121	事後	
令和2年9月1日	Ⅱ-1-1いつ時点の計数か	令和2年5月20日 時点	令和4年5月12日 時点	事後	
令和2年9月1日	Ⅱ-2-1いつ時点の計数か	令和2年5月20日 時点	令和4年5月12日 時点	事後	
令和2年7月24日	Ⅱ-1-1いつ時点の計数か	令和4年5月12日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和2年7月24日	Ⅱ-2-1いつ時点の計数か	令和4年5月12日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和2年4月9日	Ⅰ 関連情報-5評価実施機関における担当部署-①部署	総務部税務課、市民環境部市民課	市民部税務課、市民部市民課	事後	
令和2年4月9日	Ⅰ 関連情報-5評価実施機関における担当部署-②所属長	総務部税務課長、市民環境部市民課長	市民部税務課長、市民部市民課長	事後	
令和2年4月9日	Ⅰ-7 特定個人情報の開示・訂正・利用訂正請求	本県市 総務部 税務課 〒501-1292 岐阜県本県市文殊324番地 0581-34-2511	本県市 市民部 税務課 〒501-0401 岐阜県本県市早野255番地 058-323-8133	事後	
令和2年4月9日	Ⅰ-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	本県市総務部税務課 岐阜県本県市文殊324番地 0581-34-2511	本県市市民部税務課 岐阜県本県市早野255番地 058-323-8133	事後	
令和2年9月1日	Ⅰ-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項第16	番号法第9条第1項、別表第24の項	事後	
令和2年9月27日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二〔情報開示〕項第27〔情報提供〕項第1～4、8、9、11、16、18、20、23、26～29、31、34、35、37～40、42、48、53、54、57～59、61～67、70、71、74、80、84、85～2、87、91、92、94、97、101～103、108～109、113～117、120、121	番号法第19条第6号に基づき(利用)特定個人情報保護の提供に関する命令第2条の表48の項	事後	
令和2年10月1日	Ⅰ-1-④システムの名称	総合行政情報システム、申付支援システム、国税連携システム、エルタックスシステム、統合税金システム、中間サーバー	総合行政情報システム、申付支援システム、国税連携システム、エルタックスシステム、統合税金システム、中間サーバー、コンビニ交付システム	事後	
令和2年10月1日	Ⅰ-1-④システムの名称	総合行政情報システム、申付支援システム、国税連携システム、エルタックスシステム、統合税金システム、中間サーバー、コンビニ交付システム	総合行政情報システム、申付支援システム、国税連携システム、エルタックスシステム、統合税金システム、中間サーバー、コンビニ交付システム、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システム	事前	